



行って楽しい♪ やって楽しい♪

地域活動!

7月号特集 みんなの暮らしとつながる地域活動協議会

9つの地域で様々な地域活動に取り組んでいます!

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

7月は「食中毒予防月間」です

高温多湿な夏は細菌が繁殖しやすく、食中毒の危険が高まります。原因となる食品は、腐敗と違って味や色・臭いに変化がなく、食べても異常に気付かないため、予防が重要です。



家庭でできる食中毒予防の6つのポイント

- 1 肉・魚・野菜などの生鮮食品は新鮮なものを購入し、早く持ち帰りましょう。
- 2 冷蔵庫は詰め過ぎに注意し、肉や魚はビニール袋等に入れ、他の食品に汁がかからないようにしましょう。
- 3 調理前や、生の肉・魚・卵を触った後は、手を洗いましょう。
- 4 調理は早く、加熱は内部まで十分に熱が通るようにしましょう。(中心温度75℃で1分以上)
- 5 調理が終わったら、できるだけ早く食べ、長時間、室温に放置しないようにしましょう。
- 6 残った食品は素早く冷却し、冷蔵・冷凍保存を。再加熱の際は、十分に加熱しましょう。

大阪市では、7月から9月までの食中毒が発生しやすい気象条件となる日に「食中毒注意報」を発令しています。発令状況についてはテレホンサービス(☎06-6208-0963)、大阪市ホームページ及びX(@ocfs_news)で確認できますのでご利用ください。

食中毒注意報
(大阪市ホームページ)

☎保健福祉課(健康推進) ☎06-6774-9973

後期高齢者医療制度の新しい被保険者証と保険料決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度の対象の方に、被保険者証(薄緑色)を7月中旬までに送付します。被保険者証(薄緑色)の配達時に不在の時は郵便局に保管され、お知らせが投函されます。7月中に届かない場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合は、担当までお問い合わせください。

令和6年12/2以降、従来の被保険者証が廃止される予定ですが、7月にお送りする被保険者証は、経過措置として有効期限までご使用いただけます。なお、現在の被保険者証(橙色)は8/1から使えなくなりますのでご注意ください。また、後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を7/19頃に送付します。7月中に届かない場合は担当までお問い合わせください。

国民健康保険高齢受給者証を更新します

大阪市国民健康保険に加入の70～74歳の方に7月下旬までに新しい高齢受給者証を送付します。現在のものは8月から使用できなくなります。7月中に届かない場合は、担当までお問い合わせください。

☎窓口サービス課(保険年金) ☎06-6774-9956

介護保険料決定通知書と介護保険負担割合証の送付

7月中旬

介護保険料決定通知書

65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で、年金からのお支払いにより保険料を納めていただいている方に、「介護保険料決定通知書」を送付します。また、4月に決定通知書が送付された方で、保険料段階の変更や納付方法が年金からのお支払いに変更となる方には改めて送付します。

介護保険負担割合証

要介護・要支援認定を受けている方及び総合事業の事業対象者の方全員に、令和6年8月から令和7年7月に介護サービス等を利用する際の自己負担割合(1～3割)を記載した「介護保険負担割合証」を送付します。介護サービス等を利用する際に、「介護保険被保険者証」と併せてサービス提供事業者へ提示をお願いします。

☎保健福祉課(介護保険) ☎06-6774-9859